



矢橋帰帆島公園および^{のうか}苗鹿公園

指定管理者募集要項

令和8年8月

滋賀県交通まちづくり部
THEシガパーク推進課

【目次】

1 指定管理者制度の募集について	1
2 施設の概要	1
(1) 施設の名称	1
(2) 施設の設置目的	1
(3) 基本的な運営方針	1
(4) 施設の所在地	1
(5) 施設の規模および内容	1
3 関係法令	2
4 指定管理者が行う業務の範囲等	3
(1) 業務の範囲	3
(2) 管理業務の範囲外の業務	3
(3) その他	4
5 指定予定期間	4
6 管理業務を行う際の条件等	4
(1) 管理業務に要する経費	4
(2) 管理運営方針	6
(3) 管理の基準	6
(4) 指定管理者と県とのリスク分担	9
(5) その他管理業務を行うに当たって指定管理者が留意しなければならない事項	10
(6) 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項	12
(7) 事業計画および事業報告	12
(8) 管理業務の状況把握および評価	13
(9) 備品の帰属	13
(10) 調査	13
(11) 管理業務を実施するに当たっての注意事項	14
(12) 提供した資料の取扱い	14
7 申請の手続	14
(1) 募集要項の配布	14
(2) 申請者の備えるべき資格等	14
(3) 申請の方法	15
(4) 質問事項の受付	17
(5) 現地説明会の実施	18
(6) 設計図書等の閲覧	18
8 申請に際しての留意事項	19
(1) 失格または無効	19
(2) 申請内容の変更	19

(3) 著作権の帰属等	19
(4) 申請の辞退	19
(5) 費用の負担	19
(6) 情報公開	19
(7) その他	19
9 指定管理者の指定等	20
(1) 指定管理者の候補者の選定	20
(2) 選定に当たっての審査方法等	20
(3) 指定管理者の指定方法	20
10 指定管理者指定後の手続	20
(1) 協定の締結	20
(2) 引継ぎ	20
(3) その他	21
11 スケジュール	21
12 問い合わせ先	21
13 資料	
(資料1) 指定管理者業務仕様書	22
(資料2) 過去4か年の有料施設に係る利用者数	22
(資料3) 管理料参考額の詳細および県支出金の支出実績額・内容(内訳)	23
(資料4) 有料施設、無料施設の一覧	24
(資料5) 指定管理者報告事項・報告様式	25
様式	27

別添1 「公園に係る情報セキュリティに関する遵守事項(例)」

別添2 審査基準

別添3 矢橋帰帆島公園こども広場リニューアル詳細

1 指定管理者制度の募集について

公の施設の管理主体については、平成15年6月の地方自治法の一部改正により指定管理者制度が導入され、民間事業者を含む法人その他の団体も指定管理者として施設の管理を行うことができるようになりました。滋賀県では、琵琶湖流域下水道に付置する矢橋帰帆島公園および苗鹿公園（以下「公園」といいます。）について、住民サービスのさらなる向上と管理運営の効率化を図るため平成18年度からこの制度を導入しており、この要項により指定管理者を募集します。

2 施設の概要

(1) 施設の名称

- ア 琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター 矢橋帰帆島公園
- イ 琵琶湖流域下水道湖西浄化センター 苗鹿公園

(2) 施設の設置目的

都市の健全な発達および公衆衛生の向上に寄与するとともに公共用水域の水質の保全に資するために設置された琵琶湖流域下水道浄化センターの将来用地等を活用し、地域環境対策および地域住民を含めた住民サービスの向上を図るため公園を付置しています。

(3) 基本的な運営方針

- ア 公園の効用が最大限に発揮されるよう、効率的かつ効果的な運営を通じて、利用者等のサービス向上を図ります。
- イ 矢橋帰帆島公園活性化方針に基づき、「水と自然と人をつなげ、子どもと水を健やかに育む、何度でも訪れたくなる公園」を目指します。
- ウ 水と緑と人のでつながる「THEシガパーク」の実現を目指し、他の公園と一体的な連携を図ることで、滋賀の公園全体の魅力向上を図る取組を進めます。

(4) 施設の所在地

- ア 矢橋帰帆島公園 草津市矢橋町字帰帆 2108 番
- イ 苗鹿公園 大津市苗鹿三丁目 1 番 1 号

(5) 施設の規模および内容

- ア 矢橋帰帆島公園 敷地面積 204,125.5 m²
- イ 苗鹿公園 敷地面積 13,629.75 m²

矢橋帰帆島公園

（令和8年4月1日現在）

施 設 名	施 設 概 要	設 置 年 月
旧遺跡の広場	池(流れ)	昭和58年7月
せせらぎの池	日本式庭園、あづまや、便所	昭和59年6月
テニスコート	テニスコート (砂入り人工芝コート 8面うち3面夜間照明設備)駐車場 (約80台収容)、便所 ※うち5面は使用中止	平成21年10月

ゲートボール場 (ふれあい広場)	ゲートボール場(クレートコート4面) 駐車場(約 9台収容)、便所	平成30年10月
プール	25mプール、子ども用円形プール、ウォータースライダー、管理棟および更衣室、便所	昭和62年7月
公園管理棟	公園管理事務所、談話室、和室(10畳×4) 浴室、便所	昭和60年7月
	時計付き街灯	平成27年9月
グラウンドゴルフ場	4コース コース延長:960m ホール数:32 便所	平成4年8月 平成20年7月 平成22年3月
芝生の広場管理棟	グラウンドゴルフ管理事務所 (コース受付、更衣室、便所)	平成4年5月
大駐車場	約500台収容 (令和8年度設計予定)	平成4年5月
多目的グラウンド	軟式野球、ソフトボール、サッカー等 便所	平成4年5月 平成26年1月
子どもの広場	ピラミッド型ネット遊具、 回廊デッキ遊具、あづまや、便所2か所 (令和7年度一部エリア供用開始、令和8年度その他遊具更新予定)※ おもしろ自転車:専用コース 自転車20種類31台 (うち10台は使用不可)	平成6年5月 平成17年4月
	見晴台、時計付き街灯	平成27年9月
キャンプ場	キャンプサイト36か所、キャンプファイヤー3か所 キャンプ場管理室、野外炉、洗い場、あづまや、 便所(団体エリア・個人エリア)	平成6年5月
大はらっぱ広場	野外ステージ、観覧席、トライアル広場、芝生苑 地、一輪車広場、四季の広場、便所2か所	平成7年7月
植 樹 地 等		

※:別添3を参照

苗鹿公園

(令和8年4月1日現在)

施 設 名	施 設 概 要	設 置 年 月
テニスコート	クレイコート 4面	昭和61年6月
多目的広場		令和7年12月
管理棟	更衣室、シャワー、便所	昭和61年6月
植樹地等		昭和62年5月
受付棟	テニスコート受付	令和3年3月
駐車場	38台収容	令和2年3月

3 関係法令

- (1) 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)
- (2) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)
- (3) 個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)
- (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)
- (5) 滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例(平成 30 年滋賀県条例第 43 号)(以下「条例」といいます。)
- (6) 滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例施行規則(平成 30 年滋賀県規則第 61 号)(以下「規則」といいます。)
- (7) 滋賀県行政手続条例(平成 7 年滋賀県条例第 40 号)(以下「行政手続条例」といいます。)

- (8) 滋賀県情報公開条例(平成 12 年滋賀県条例第 113 号)
- (9) 滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計規則(平成 31 年3月 29 日滋賀県規則第 25 号)
- (10) その他関係法令

4 指定管理者が行う業務の範囲等

(1) 業務の範囲

指定管理者が行う業務(以下「管理業務」といいます。)の範囲は、次のとおりとします。

なお、業務内容に関する細目的事項については、別添(資料1)を参照してください。

ア 公園施設を良好な状態に管理すること

(ア) 公園施設(これに付帯する設備および備品を含む。以下「公園施設」といいます。)について、法令等により義務づけられている点検および清掃等を行うこと。

(イ) 公園施設全般に係る機能および安全性の日常点検を行うこと。

(ウ) 植栽を良好な状態に維持すること。

浄化センターと隣接する区域の植栽については、景観の連続性を確保するため、浄化センター管理者と施工時期等を調整すること。

(エ) 公園内の清掃を行うこと。

(オ) 維持修繕等を行うこと。

(カ) 電気料、水道料等光熱水費の支払いを行うこと。

イ 公園の適切な利用管理を行うこと。

(ア) 公園利用者等に対し、施設の内容および利用方法を案内・説明すること。

(イ) パンフレットの作成、配布等の広報活動を行うこと。

特に利用者数の少ない施設については、積極的に広報を行うこと。

(ウ) 公園利用者等からの苦情又は提言を受け付け、対応すること。

(エ) 公園内を巡視し、安全又は効果的な利用について、指導・助言を行うこと。

(オ) 事故等の予防に努め、事故等があった場合には負傷者の保護のほか適切な措置等を行うこと。

(カ) 利用者数、駐車場利用台数等の各種調査を行うこと。

(キ) 多数の来園者が見込まれるイベントを開催するときは、車両の誘導整理を的確に行うとともに、周辺道路の交通混雑を解消するための対策を講じること。

(ク) 条例第 10 条第1項に規定する特定施設の使用承認を行うこと。なお、この承認に伴う使用料は、当該指定管理者の収入とします。

ウ 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

ただし、業務範囲・内容については、年度により変更することがあり、その場合は別途指示します。

(2) 管理業務の範囲外の業務

指定管理者は、公園の設置目的に合致し、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとしますので、施設の効用を最大限に発揮させる観点から、創意工夫を活かして積極的に提案してください。ただし、この場合、あらかじめ自主事業承認基準(別紙)に基づく県の承認が必要となります。事業実施後は、毎年度終了後に参加者の状況、事業成果および経理状況等を県に報告してください。また、施設の設置目的の範囲外の事業については、事業実施前に県から地方自治法第 238 条の4第7

項の規定による行政財産の目的外使用許可(※)を受けておく必要があります。

※幅広い提案を可能とするため、自主事業承認基準を満たし、かつ、施設の用途または設置目的を妨げないものについては、原則として目的外使用許可を認めるよう令和5年3月に目的外使用許可の基準緩和を行いました。このため、是非柔軟な発想で、積極的なご提案をお願いします。

(3) その他

ア 令和9年4月1日以前において、すでに使用承認のあった施設利用や実施が決定している事業については現在の管理受託者から引き継ぐこととします。

イ 売店、自動販売機等に係る行政財産の目的外使用許可に関する業務は、県が行います。

ウ 県では、自主財源の確保や施設サービスの向上を図るため、ネーミングライツ(※)の取り組みを進めています。公園においても、今回の指定期間中にネーミングライツを導入する可能性があり、その際の取扱いは次のとおりとします。

(ア) 施設に係る印刷物やホームページでは、愛称を用いることとし、作成に要する費用は、印刷物については作成者、ホームページについてはホームページの管理者が負担するものとします。

(イ) 指定管理者は、イベント等の開催時に、愛称を使用した広報を行うよう、主催者や施設利用者等に徹底することとします。

(ウ) ネーミングライツ導入に伴い、ネーミングライツパートナーの負担により、施設の看板や案内図等の表示変更や改修工事を行うことがあります。この場合、県は、事前に指定管理者と協議を行うこととします。

(エ) その他ネーミングライツ導入に伴い、指定管理者の業務内容等に変更が生じた場合は、県と指定管理者は業務内容等について、協議を行うこととします。

(※)ネーミングライツとは、公の施設に「企業名や商品名等を冠した愛称」を付与する権利を与える代わりに、ネーミングライツパートナー(命名権者)から対価としてネーミングライツ料を得る取り組みです。

エ 県では現在、県民の利便性向上の観点から、令和10年4月1日以降の施設予約システムの導入に向けて検討を行っているところです。このため、県が施設予約システムを導入した場合は、当該システムを利用するか、または独自に施設予約システムの調達を行うなど、利用者がオンラインにて施設予約ができる仕組みを構築してください。(予約が適さない施設を除く。)

5 指定予定期間

(1) 令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間で予定しています。

(2) 指定予定期間は、議会の議決後、正式に指定期間となります。

(3) ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、県は、公の施設の管理の適正を期するため行った必要な指示に指定管理者が従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命ずる場合があります。

6 管理業務を行う際の条件等

(1) 管理業務に要する経費

公園の管理業務に要する経費については、公園施設の使用者が納める利用料金、指定管理者が管理業務の実施に伴い収受する収入および県が支払う管理料により賄うこととなります。

ア 利用料金

(ア) 利用料金の収入等

公園施設の利用者が納める利用料金は、指定管理者の収入とします。利用料金の額については、条例に対象となる施設、区分および金額が定められていますので、その額の範囲内で、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者において設定してください。今後消費税および地方消費税の税率改正や公の施設の使用料の見直し等に伴い、指定期間中であっても、利用料金の上限である条例別表に定める利用料金の額を見直すことがあります。

なお、利用料金の額の設定に当たっては、施設の利用率の向上やサービスの向上につながるよう配慮してください。

(イ) 利用料金の減免

料金については、あらかじめ知事の承認を得た上で、指定管理者自らの判断により減免を行うことができます。ただし、減免による利用料金収入の減収については、管理料に当該減収分が見込まれているものとし、補填等の措置は行いません。また、矢橋帰帆島公園施設の利用促進や下水道への理解を図るため、現在実施している地元の小・中学生等に対するプール使用料の減免については、引き続き適用できるよう配慮をしてください。過去4年間の有料施設に係る利用者数については、別添(資料2)を参照してください。

イ 管理業務の実施に伴い指定管理者が収受する収入

管理業務を実施する中で、県以外からの助成金や寄附金、図書の販売収入など指定管理者が収受する収入については、指定管理者の収入となります。ただし、県の収入とすることを条件として収受するものは除きます。

ウ 県が支払う管理料

(ア) 管理料算定の考え方

県は、管理業務に要する経費から利用料金収入見込額および管理業務の実施に伴い指定管理者が収受する収入の見込額を差し引いた額を、指定管理者に管理料として支払います。管理料の額は、申請の際に提出のあった収支計画書において示された管理料の金額を上限として、県の予算額の範囲内で、協定において定めるものとします。

(イ) 参考額

指定期間中における管理料総額の参考額は、282,308千円(消費税および地方消費税を含む。)とし、これを目安に事業計画書を作成してください。

なお、参考額の詳細や、公園の管理運営にかかる過去4か年における収入・支出の実績および内訳については、別添(資料3)を参照してください。

(ウ) 管理料の精算

協定により定めた管理料は、管理業務に要した経費または利用料金その他の収入に増減があっても原則として増額や減額はいたしません。ただし、次の経費については、「(イ) 参考額」の内訳として示した金額(別添資料3参照)から増減した額を、管理料に加算し、または管理料から減額することとします。

【維持補修費】

公園施設についての見積額が1件当たり100万円(消費税および地方消費税を含む。以下同じ)以上の修繕、公園施設の効用の増加を目的とした改修で、県と指定管理者との協議により指定管理者が行うこととなったもの。

(エ) 管理料の支払い

管理料は、年度ごとに県と指定管理者が協議して作成する支払計画書に従ってお支払いします。

(オ) 管理口座・区分経理

管理業務に係る収入および支出については、独立した口座を設けて管理を行い、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

(カ) 管理料積算に当たっての留意事項

管理料積算に用いる消費税および地方消費税の税率は、現行税率(10%)とします。

なお、今後、消費税および地方消費税の税率が改正された場合は、当該改正による収入および支出への影響(条例別表に定める額が改正されたときは、当該改正による収入への影響を含む。)を踏まえて管理料を再算定し、県と指定管理者で協議の上、管理料を決定します。その他、消費税および地方消費税の税率改正とは別時期に条例別表に定める額が改正され、指定管理者が利用料金を変更される場合は、当該変更による収入への影響を踏まえて管理料を再算定し、県と指定管理者で協議の上、管理料を決定します。

また、リスク分担表で定める急激で著しくかつ通常予測不能な物価変動が認められた場合は、県が参考額を算定した際の各支出金額や指標値増減率等を踏まえて管理料を再算定し、県と指定管理者で協議の上、翌年度の管理料を決定します。

(2) 管理運営方針

管理業務を行うに当たっては、「2(3)基本的な運営方針」の内容を理解のうえ、遵守しなければなりません。

なお、令和8年度末までに遊具更新工事および令和9年度以降に駐車場等の整備工事を予定していますので、指定管理者には創意工夫により利用者に対する質の高いサービスの提供を期待しています。

(3) 管理の基準

適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項は、次のとおりです。

なお、管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で定めます。(10(1)参照)

ア 休園日および開園時間

休園日および開園時間は、条例および規則のとおりとしますが、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、変更することができます。

イ 法令等の遵守

「3 関係法令」に記載した法令のほか、指定管理者が当然に適用を受ける法令、協定書、仕様書等を遵守し、管理業務を実施してください。

ウ 管理運営目標の達成

(1) 指定期間内の公園の有料施設利用者数が以下の目標利用者数を超えること。

目標利用者数	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
人数	16万人	17万人	18万人	19万人	20万人

【参考】実利用者数(人)

	矢橋帰帆島公園	苗鹿公園	合 計
令和3年度	105,010	6,703	111,713
令和4年度	163,359	8,190	171,549
令和5年度	170,557	7,785	178,342
令和6年度	144,306	7,051	151,357
令和7年度	122,815	5,062	127,877

エ 善管注意義務

指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、公園を常に良好な状態に管理しなければなりません。

オ サービスの向上

施設を清潔に保つとともに、公園施設利用者に対するサービスの向上を図り、公園施設利用者の増加に努めることとします。また、各種トラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応することとします。

カ 公園施設の適切な維持管理

管理業務を行うに当たっては、利用者が安全かつ快適に施設等を利用できるよう、保守点検、修繕、清掃その他の適切な維持管理を行ってください。

なお、公園施設の本来の効用を維持するために必要な修繕については、見積額が1件につき100万円以上のものについては、県の負担と責任において実施するものとし、1件100万円未満のものについては、指定管理者が自己の負担と責任において実施するものとします。

管理物件の効用の増加を目的とした改修および長期保全計画に基づく修繕等については、県の負担と責任において実施するものとします。ただし、上記により県の負担と責任において実施するものとされる修繕や改修についても、管理業務と一体として実施することが適当と認められる場合は、県と指定管理者が協議の上、指定管理者に実施させることができるものとし、詳細については、協定で定めます。（この場合、所要経費については、6(1)ウ(ウ)により、精算を行います。）

なお、長期保全計画は、修繕等の対象の劣化状況その他の事情により、適宜変更することがあります。

キ 施設の使用承認

施設の供用(使用承認)に当たっては、県民の利用に関し公平性を確保することを原則とします。

なお、現在実施している地元地域に対する一部施設の先行予約については引き続き実施できるよう配慮してください。

ク 緊急時の対応

指定管理者は、公園において施設利用者の事故や災害その他の緊急の対応を要する事態が発生した場合に現場で対応する責任を有し、直ちに必要な措置をとるとともに、速やかに県に報告しなければなりません。

指定管理者は、緊急時に適切な対応をとれるよう、予め、事故・災害対策のマニュアルや、夜間・時間外における発災等を想定した関係機関との緊急連絡網の作成、近隣の避難所等までの経路の確認等、緊急時の対応に必要な体制等を整備しなければなりません。

(矢橋帰帆島公園)

・災害時には、住民等の緊急の避難等の場所となることがあり、指定管理者に避難所等の開設および運営への協力を求める可能性があります。

・滋賀県地域防災計画により、県の後方支援拠点の候補地に位置付けられていますので、県が物資の保管や施設の利用制限等について協力を求める場合があります。

・湖南中部浄化センターは、滋賀県地域防災計画により県の広域陸上輸送拠点に位置付けられていますので、県が物資の保管や施設の利用制限等について協力を求める場合があります。また、滋賀県災害廃棄物処理計画において災害廃棄物の仮置場の候補地となっており、災害発生時には、災害廃棄物の仮置場として使用される可能性があります。

(苗鹿公園)

・湖西浄化センター(苗鹿公園)は、大津市から指定緊急避難場所に指定されています。

・災害発生時には指定緊急避難場所の開設および運営に施設管理者として協力していただきます。また、滋賀県地域防災計画により、湖西浄化センターは県の広域陸上輸送拠点に、苗鹿公園は、県の後方支援拠点の候補地に位置付けられていますので、県が物資の保管や施設の利用制限等について協力を求める場合があります。

ケ 管理業務の実施に伴い取得した情報の取扱い

指定管理者および指定管理者が使用する者は、管理業務を行うことにより知り得た情報を他に漏らし、または不当な目的のために利用してはなりません。また、指定管理者の指定の期間が満了し、もしくは指定を取り消され、または指定管理者が使用する者が管理業務に従事しないこととなった後においても同様とします。

コ 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定を遵守し、個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。また、管理業務に従事する者は、その業務に従事しなくなった後も含め、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当に使用してはなりません。

なお、個人情報の漏えい等の行為には、個人情報の保護に関する法律に基づく罰則が適用される場合があります。

サ 情報セキュリティ対策

指定管理者は、管理業務を行うに当たり、県と協議の上、別添1「矢橋帰帆島公園および苗鹿公園に係る情報セキュリティに関する遵守事項(例)」をもとに、別途情報セキュリティに関する遵守事項を定め、これにより、情報セキュリティ対策を講じることとします。

シ 文書の管理・保存

管理業務を行うに当たり作成し、または取得した文書、図画、写真および電磁的記録(以下「管理文書」という。)は、滋賀県文書管理規定等を参考に適正に管理・保存することとします。

なお、管理文書については、指定期間終了時に、県の指示に従って引き渡しを行っていただきます。

ス 情報公開

指定管理者が保有している管理文書は、指定管理者が別途情報公開規程等を策定し、情報を公開することとします。

セ 行政手続法の適用

指定管理者が行う行政処分については、行政手続条例に基づいて行わなければならない、審査基準、標準処理期間および処分基準を定めておかねばなりません。

ソ 委託の禁止

管理業務の全部または一部をまたは一部第三者に委託することはできませんが、清掃、警備といった個別の業務を第三者に委託することは可能です。ただし、この場合は、委託契約の内容、委託先(名称・所在地)、委託金額、委託期間、委託理由、委託先選定方法等を県に報告し、あらかじめ県の承認を受ける必要があります。

なお、承認の時点で不明な事項については、事後に県へ報告してください。

タ 委託契約等における暴力団の排除措置

相手方が暴力団または暴力団員と知りながら業務の委託契約や物品購入契約等を締結した場合には、指定の取消しの対象となります。契約を行おうとする相手方が暴力団または暴力団員か否か疑わしいときには、県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針に準じて排除措置を講じてください。

チ 県施設としての協力

県の事業を公園において実施しようとする場合は、優先的な予約などの協力を図っていただきます。また、施設の活性化を検討する目的で、施設の管理運営に支障を及ぼさない範囲で、他の民間事業者へ暫定的な施設利用を認める仕組み(トライアル・サウンディング)を導入する場合がありますので、実施に向けた協力をお願いします。

(4) 指定管理者と県とのリスクの分担

指定管理者と滋賀県のリスク分担については、原則として次のとおりとします。

なお、表に定める事項に疑義のある場合、または定めのない事項については、指定管理者と滋賀県が協議して定めることとします。

種 類	内 容	負 担 者	
		県	指定管理者
物価等の変動	人件費、物件費等の物価変動に伴う経費の増		○
	急激で著しくかつ通常予測不能な物価変動(ただし、光熱水費を除く。)	協議事項	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
需要の変動	利用者の減少、需要見込みの誤りその他の事由による利用料金収入の減(天候不順による利用者減を含む)		○
周辺地域・住民および施設利用者への対応	周辺地域との協調、施設の管理運営業務内容に対する住民および施設利用者からの苦情・要望等への対応		○
法令の変更	施設等の設置基準の変更により施設等の新設または改築を要するものなど管理運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	管理基準の変更を要する法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	指定管理者制度に影響を及ぼす税制変更(消費税)	○ ※利用料金の消費税	
	指定管理者に影響を及ぼす税制変更(法人税、固定資産税等)		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、または業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費およびその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の県または指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象)に伴う、施設、設備の修復による経費の増加	○	
	不可抗力による業務の変更、中止、延期		○

運営リスク	施設、機器等の不備または施設管理上の瑕疵および火災等事故による臨時休館等に伴う運営リスク		○
	改修、修繕、保守点検等による施設の一部の利用停止		○
事業の遅延、中止	建物所有者の責任による遅延、中止	○	
	事業者の責任による遅延、中止		○
	事業者の事業放棄、破綻		○
書類の誤り	仕様書等県が責任を持つ書類等の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達等	運営上必要な初期投資、運営資金の確保		○
公園施設の損傷	経年劣化によるもの(見積額が1件当たり100万円未満のものに限る。)		○
	経年劣化によるもの(上記以外)	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの(見積額が1件あたり100万円未満のものに限る。)		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの(上記以外)	○	
	指定管理者による公園施設の管理運営上の瑕疵によるもの		○
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	上記以外	○	
運営費の増大	県以外の要因による運営費の増大		○
第三者への賠償	管理業務の執行に伴い第三者に損害を与えた場合		○
安全性の確保、環境の保全	維持管理、運営における安全性の確保および周辺環境の保全(応急措置を含む。)		○
セキュリティ	警備および情報セキュリティ対策の不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
事業終了時の費用	指定管理期間が終了した場合または期間中途において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用および新しい指定管理者への引継費用		○

「急激で著しくかつ通常予測不能な物価変動」とは、以下の場合をいう。

指定管理者申請年指標値(指定管理者申請の前年5月～申請年4月の平均値)と協議年指標値(協議しようとする前年5月～協議しようとする年4月の平均値)を比較し、3%以上の変動が認められた場合。なお、この条項により、指定管理料の改定を行った場合、それ以降は「指定管理者申請年指標値(指定管理者申請の前年5月～申請年4月の平均値)」は「前回改定の際に用いた指標値(改定の前々年5月～改定の前年4月の平均値)」と読み替える。

指標値:「毎月勤労統計調査」(厚生労働省)・賃金指数・きまって支給する給与・調査産業計・一般労働者 30人以上

(5) その他管理業務を行うに当たって指定管理者が留意しなければならない事項

ア 入札等による管理経費の縮減

管理業務の実施に当たり、商品・サービスを調達する場合は、入札等により管理経費の縮減に努めていただくこととします。特に、電力調達については、電力の小売が全面自由化されていることを踏まえ、入札等の実施に努めてください。

イ 環境配慮の推進

管理業務の実施に当たっては、電気等エネルギーの効率的利用、廃棄物の発生抑制・適正処理、リサイクルの推進、リサイクル認定製品等の環境負荷の低減に資する物品等の調達（グリーン購入）、環境負荷の低減に積極的に取り組む事業者等から優先的に物品等の調達を行うグリーン入札の実施など、環境への配慮に努めていただくこととします。

なお、物品や電力を含むサービスの調達については、「滋賀県グリーン購入基本方針」を定めていることから、その内容に沿った調達に努めてください。

ウ 職員の採用

指定管理者は、職員を採用する場合には、本人の適性や能力以外の事項を条件にすることなく、幅広く応募できるように配慮してください。

エ 障害者の雇用

指定管理者は、障害者の雇用について、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年 7 月 25 日法律第 123 号）に基づき国および地方公共団体に義務づけられている雇用率を達成できるよう努めていただきます。

オ 人権への配慮

指定管理者は、公平な採用選考や人権研修の実施など、人権に配慮した業務遂行に努めていただきます。

カ 県内事業者への配慮

管理業務を行うに当たって、委託業務の発注等において、県内事業者への発注に努めていただきます。また、規格、品質、価格等が適した県産品がある場合は、これを優先して購入するよう努めてください。

キ 男女共同参画・女性活躍の推進

指定管理者は、男女共同参画や女性活躍等の視点を踏まえ、すべての人が働きやすい職場環境づくりに努めていただきます。

ク 公園施設の現状変更

指定管理者が、管理業務を実施するために公園施設の新設、増築、改築、移設、改造その他の現状変更をしようとするときは、あらかじめ県の承認を受けていただいた上、指定管理者の負担で実施していただきます。

なお、この場合、当該現状変更部分については、指定管理者は、将来にわたってその権利を主張できないものとします。

ケ DXの推進

県では会計事務のDXを推進しています。県民の利便性等の向上を図るため、利用料金等を収受する方法としてキャッシュレス決済を導入してください。各決済ブランド等の利用について、必要な手続きを行い、運用開始後の決済ブランドの追加等についても対応してください。

なお、以下(ア)(イ)(ウ)に掲げる各決済サービスおよび各ブランドの取扱いを必須とします。

(ア)クレジットカード

VISA、Mastercard、JCB、American Express、Diners

(イ)二次元コード

PayPay、楽天 Pay、d 払い、auPAY、Alipay

(ウ)電子マネー

交通系 IC (ICOCA、Suica)、WAON、nanaco、楽天 Edy、iD、QUICPay

コ 地元住民等との定期的な意見交換

公園周辺地域との協調、施設の管理運営業務内容に対する住民および施設利用者からの要望等への対応を目的とした意見交換に積極的に参加していただきます。

サ 改修工事にとまなう施設の利用制限

公園内の施設は老朽化対策等のため、指定期間内において改修工事を行うことがあります。その場合、施設の一部が一定期間利用できなくなる場合があります。

(6) 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

ア 指定管理者は、管理業務の継続が困難となった場合またはそのおそれが生じた場合には、速やかに県に報告しなければなりません。

イ 指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者による適正な施設管理が困難となった場合またはそのおそれがあると認められる場合には、県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善計画書の提出およびその実施を求めることができます。

ウ 指定管理者が次の事由に該当するときは、県は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、その指定を取り消し、または期間を定めて業務の全部または一部の停止を命じることができます。

(ア) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、協定に定めた事項を履行しないとき、または履行できる見込みがないと認められるとき。

(イ) 財務状況が著しく悪化し、管理業務の遂行が困難と認められるとき。

(ロ) 関係法令、条例、規則または協定の規定に違反したと認められるとき。

(ハ) 指定管理者の指定手続および管理業務の実施に当たり、不正の行為があったとき。

(ニ) 管理業務に関する知事の指示に従わないとき。

(ホ) 管理業務に関して、知事が求めた報告を行わず、もしくは実地調査等を拒否または妨害したとき。

(ヘ) イにおいて、指定管理者が当該期間内に改善計画書を提出せず、または改善計画書に定められた事項を実施しなかったとき。

(セ) 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(ゼ) 指定管理者募集要項に明示した申請資格を満たさなくなったとき。

(エ) その他、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

エ ウにより指定管理者の指定が取り消されまたは業務停止となった場合に、県に損害が発生したときは、指定管理者は、県に生じた損害について賠償の責めを負うこととなります。

なお、指定管理者に損害や追加費用などが生じて、県は賠償等を行いません。

オ 不可抗力その他県または指定管理者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、県と指定管理者は管理の継続の可否について協議することとします。

カ 指定管理者は、指定期間が満了するとき(継続して指定管理者に指定されたときを除く。)または指定が取り消されたときは、速やかに、公園施設を原状回復して県に引き渡すとともに、県または新たな指定管理者と十分に事務引き継ぎを行うこととします。ただし、原状回復について県の承認を得たときは、この限りではありません。

(7) 事業計画および事業報告

ア 事業計画

事業実施計画、人員配置計画、収支計画、その他県が指示する事項を内容とする各事業年度の事業計画書を、前年度の9月末(指定期間の初年度に係る事業計画書にあっては、県が指定する期日)までに提出し、県の承認を得てください。

イ 事業報告

指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、目標水準の達成状況や改善方針等、県が別に定める事項について、事業報告書を県に提出することとします。

(8) 管理業務の状況把握および評価

ア モニタリング

指定管理者は、常時、管理業務の状況を把握し、日報等に記録するとともに、目標水準の達成状況や改善方針等、県が別に定める事項について、月例業務報告書を作成して翌月の 10 日までに県に報告することとします。県は、指定管理者から提出された事業報告書、月例業務報告書の内容のほか、指定管理者に対する報告徴収、調査等の結果をもとに、管理業務の状況、指定管理者の経理の状況等を確認します。

なお、指定管理者は、公園管理関係における①公園管理業務日誌、②特定施設利用料出納明細書、③施設台帳、④備品台帳、⑤公園運営管理年報、⑥その他必要な記録を作成し、かつ保管してください。

イ 是正勧告

モニタリングの結果、必要と認めるときは、県は、業務の改善等必要な指示を行います。

なお、改善勧告等によっても改善が見られない場合、および指定管理者が行う管理業務の内容が「管理の基準」を満たしていないと判断した場合は、指定期間中でもその指定を取り消すことがあります。

ウ 利用者満足度調査等による利用者の声の把握

指定管理者は、施設利用者の満足度、ニーズ等を把握し、管理業務に反映するため、利用者満足度や施設利用者の意見・苦情等を把握し、その結果および業務改善の状況について県に報告することとします。

エ 評価

県は、指定管理者から提出された事業報告書の内容を踏まえて、管理業務の実施状況等に係る評価を実施するとともに、事業報告書に記載する改善方針と併せて対外的に公表することとします。

なお、必要に応じて、改善方針の追加の提出を求めることがあります。

オ 県と指定管理者との意見交換

県と指定管理者は、管理運営上の課題や評価結果等について定期的に意見交換を実施することとします。

(9) 備品の帰属

ア 公園施設の備品が、経年劣化等により管理業務の用に供することができなくなった場合は、当該備品と同等の機能および価値を有するものの見積額が1件につき 100 万円未満のものについては、管理料に当該経費が見込まれているものとし、指定管理者の負担で購入または調達していただきます。

イ アにより購入または調達した備品の所有権は、県に帰属するものとします。

(10) 調査

知事は、地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定により、指定管理者の管理する施設の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して管理業務または経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、または必要な指示を行います。また、県の監査委員等が、滋賀県の事務を監査するために必要があると認め

る場合は、指定管理者に対し出頭を求め、実地に調査し、または帳簿書類その他の記録の提出を求めることがあります。

(11) 管理業務を実施するに当たっての注意事項

- ア 指定管理者が管理業務に関する規程、要綱等を作成する場合は、県と事前に協議することとします。
- イ 協定に定めのない事項については、県と協議することとします。

(12) 提供した資料の取扱い

県が提供した資料等は、申請に関する検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、県の承諾を得ることなく、第三者に対しこれを使用させ、または内容を提示することを禁じます。

7 申請の手続

(1) 募集要項の配布

募集要項を令和8年8月12日(水)～10月2日(金)に配布します。また、THEシガパーク推進課ホームページからもダウンロードできます。

なお、郵送での配布は行いません。

配布場所 滋賀県庁新館5階 交通まちづくり部THEシガパーク推進課 公園行政係

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電話 077-528-4164

配布時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)

THEシガパーク推進課ホームページアドレス

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/oshirase/351884.html>

(2) 申請者の備えるべき資格等

ア 指定管理者の指定を受けるための申請ができるのは、法人その他の団体(以下「法人等」という。)であって、次に該当しないものに限ります。(法人格の有無は問いませんが、個人での申請はできません。)

(ア) 役員等に制限行為能力者が含まれている法人等

(イ) 役員等に破産者で復権を得ない者が含まれている法人等

(ウ) 役員等に禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれている法人等

(エ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団または暴力団員と密接な関係を有する法人等、役員等に暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。))または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している法人等

(オ) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、県における一般競争入札の参加を制限されている法人等

(カ) 会社更生法、民事再生法等による手続を行っている法人等

(キ) 滋賀県から入札参加停止措置を受けている法人等

- (ク) 直近の1年間に都道府県税または消費税および地方消費税を滞納している法人等
 - (ケ) 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、滋賀県から指定の取消を受けたことがある法人等
 - (コ) 滋賀県における選定委員会で指定管理者の候補者として選定された通知を受け取った後、議会の議決までに辞退したことがあり、辞退の日から起算して1年を経過していない法人等
 - (サ) 滋賀県における指定管理者の指定手続において、その公正な手続を妨げた法人等または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した法人等
- イ 公園のサービス向上または管理業務の効率的実施を図る観点から必要な場合は、複数の法人等(以下「グループ」という。)が共同して申請を行うことができます。この場合は、次の事項に留意してください。
- (ア) グループの名称を設定し、グループ内で代表となる法人等を定めてください。
なお、代表となる法人等または構成団体の変更は、原則として認めません。
 - (イ) グループの構成団体間における管理業務に係る経費に関する連帯責任の割合等については、別途協定書で定めてください。
 - (ウ) グループの構成団体のいずれかが、アの(ア)から(サ)のいずれかに該当する場合は、申請することはできません。
 - (エ) 次の(3)ア(ウ)に掲げる書類については、構成団体それぞれについて提出してください。また、(3)ア(エ)に掲げる書類については、代表企業について該当するものがある場合にのみ提出してください。
- ※ グループでの申請の例として、維持管理会社、警備会社、セミナー等を実施する会社などそれぞれの得意分野を活かして公園の管理運営に参加する形態が考えられます。

ウ 複数申請の禁止

申請については、1団体につき1申請に限ります。また、グループで申請を行う場合、当該グループの構成団体は、他のグループの構成団体となり、または単独で申請を行うことはできません。

(3) 申請の方法

ア 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を県に提出していただきます。

なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(ア) 指定管理者指定申請書(様式第1号)

*グループ申請の場合、グループ構成表(様式第2号)を併せて提出してください。

(イ) 事業計画書(様式第3号)

- a 県民の公平な利用の確保について
- b 公園の効用を最大限に発揮させることについて
- c 公園の管理に係る経費の削減について
- d 事業計画に沿った管理を安定して行う能力について

(ウ) 収支計画書(様式第4号)

- a 公園の管理運営に係る令和9～13年度の収支予算案

県から支出する管理料の基礎となる管理運営の必要経費および収入見込額について算出し、提案してください。提案される収支計画については、経費の縮減が図られ、かつ収支が適正でバランスがとれている必要があります。

b 利用料金に関する考え方

公園施設の利用料金の額については、指定管理者が条例で定める額の範囲内において、県の承認を得て決定するものです。利用料金の設定案と、料金設定についての基本的な考え方について提案してください。

c その他

消費税および地方消費税は、税率 10%で算出してください。

(エ) 社会政策推進関係資料(登録や認定を受けているなどの場合)

a「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証(滋賀県発行)の写し

b 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し

c 高齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し

d 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し

e 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書の写し

f「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(滋賀県発行)の写し

g 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し

h「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知(滋賀県発行)の写し

i 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し

j 環境マネジメントシステムのうち、次の(a)～(d)のいずれかの認証・登録を受けている場合には、(a)については、審査登録機関の証明書の写しを、(a)以外については、その認証証・登録証の写し

(a) 国際標準化機構が定めた規格ISO 14001 に適合している旨の認証

(b) 一般財団法人持続性推進機構(平成 23 年9月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション 21 の認証・登録

(c) 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録

(d) 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

(オ) その他の書類

a 法人等の定款、寄附行為その他これらに準ずるもの

定款および寄附行為のない団体にあつては、団体の規約等(団体の目的、事務所、資産に関する規定、代表者の任免に関する規定等を記載した書類)および代表者の身分証明書を提出してください。

b 申請者が法人である場合は、法人の登記事項証明書

申請日前3か月以内に取得したものを提出してください。登記のない法人の場合は、名称および本店または主たる事業所の所在地を証明する書類を提出してください。

c 印鑑証明

申請日前3か月以内に取得したものを提出してください。

d 法人等の決算関係書類

過去3か年分の事業報告書、貸借対照表、損益計算書その他これらに準ずる書類を提出してください。新たに設立する法人または設立初年度の法人にあっては、収支予算書またはこれに準ずる書類を提出してください。

e 法人等の予算関係書類

直近の会計年度の事業計画書および収支予算書を提出してください。

f 団体概要書(様式第5号)

設立趣旨、事業内容パンフレット等法人等の概要がわかる資料があれば、あわせて提出してください。

g 役員名簿(役職、氏名、性別、現住所および生年月日を記載したもの。なお、商号または名称、代表者、経営者等の氏名には必ずふりがなを付してください。)

h 消費税および地方消費税の納税証明書

新たに設立する法人または設立初年度の法人にあっては、添付を要しません。

i 誓約書(様式第6号)

申請書等の記載事項に関する誓約書を提出して下さい。虚偽の申請であることが判明した場合は、指定期間中であっても指定の取消しとなる場合があります。

なお、申請者の備えるべき資格のうち、全ての県税およびこれに付随する延滞金等の納付に関して、滋賀県税の完納情報提供事務実施要領に基づき、県の税務担当課に照会し、完納情報を入手しますので、あらかじめ御了承ください。また、暴力団排除に係る欠格要件該当の有無について、指定管理者に係る暴力団排除要領に基づき、滋賀県警察本部に照会しますので、併せて御了承願います。

イ 提出部数

正本1部副本10部を提出してください。ただし、(エ)ならびに(オ)a、b、c、g および h については、正本1部のみを提出してください。(グループによる申請の場合は、(オ)に規定する書類は正本1部副本10部を構成団体ごとに提出してください。ただし、(オ)a、b、c、g および h については、正本1部のみを提出してください。)

ウ 提出方法

申請書類の提出は、持参または郵送とします。

[提出先] 滋賀県庁新館5階 交通まちづくり部 THE シガパーク推進課 公園行政係
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
電話 077-528-4164

エ 受付期間

持参の場合は、令和8年8月12日(水)から令和8年10月2日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除きます。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除きます。)とします。また、郵送の場合は、書留郵便で、10月2日(金)午後5時必着とします。

なお、電子メール、FAXでの提出は認めません。

(4) 質問事項の受付

ア 受付期間

令和8年8月12日(水)～令和8年9月15日(火)午後5時まで(必着)

イ 受付方法

募集要項の内容に関する質問書(様式第7号)に記入の上、郵送、FAXまたは電子メールにより提出してください。質問書の未到着を防ぐため、事前、事後の確認をお願いします。

[FAX 番号]077-528-4906 [メールアドレス]rb0001@pref.shiga.lg.jp

ウ 回答方法

質問された方には、郵送、FAXまたは電子メールにより個別に回答するほか、申請者間の公平を期するため、質問および回答を THE シガパーク推進課ホームページ(※)において公表します。(質問者名は表示しません。)募集要項の内容等に関する質問およびその回答は、その後の提案の内容や審査事項に反映されることから、電話等による質問回答は一切いたしませんので御了承ください。ただし、電話による照会を一切お断りするものではありませんので、不明な点については、気軽に相談してください。また、現地説明会において出された質問および回答についても併せて公表します。

なお、内容によっては時間をいただく場合があります。

※ <https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/oshirase/351884.html>

(5) 現地説明会の実施

現地説明会を次のとおり開催します。参加を希望される団体は、説明会参加申込書(様式第8号)に記入のうえ、郵送、FAXまたは電子メールにより令和8年8月21日(金)午後5時までにお申し込みください。(必着)

ア 開催日時

令和8年8月27日(木) 10時開始

イ 集合場所

草津市矢橋町字帰帆 2108 矢橋帰帆島公園内 公園管理棟前

(開始時間の5分前までに集合して下さい。)

ウ 説明内容

募集要項および仕様書の説明、施設の説明

エ その他

(ア) 説明会参加につきましては、1団体2名までとします。

(イ) 指定管理者の募集に係る資料一式を持参願います。

(ウ) 指定申請を行う場合は、できる限りこの説明会に出席してください。

(エ) 当日矢橋帰帆島公園の概要を説明後、苗鹿公園に移動し苗鹿公園の概要を併せて説明します。

なお、移動については各自でお願いします。

(6) 設計図書等の閲覧

公園の建物の設計図書および現在の管理運営業務の仕様について、次のとおり閲覧を行います。

ア 閲覧期間

令和8年8月12日(水)から10月2日(金)(土曜日、日曜日および祝日を除きます。)

イ 閲覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除きます。)

ウ 閲覧場所

滋賀県庁5階 交通まちづくり部THEシガパーク推進課 公園行政係
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
電話 077-528-4164

エ 留意事項

閲覧を希望される場合は、事前に御電話ください。・

8 申請に際しての留意事項

(1) 失格または無効

以下の事項に該当する場合は、無効または失格となる場合があります。

ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。

イ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないとき。

ウ 申請者が記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。

エ 虚偽の内容が記載されているとき。

オ 滋賀県指定管理者等選定委員会委員、本件業務に従事する本県職員ならびに本県関係者に対して、本件提案についての不正な接触の事実が認められたとき。

カ その他不正の行為があったとき。

(2) 申請内容の変更

申請書の提出期限前に事業計画書等の記載事項の変更をする場合には、事業計画書等記載事項変更届(様式第9号)により、申請書の提出期限前に届出をしてください。

なお、提出期限後は、提出された書類の内容を変更することはできません。

(3) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容が無償で利用できるものとします。

なお、提出された書類は理由の如何に関わらず返却しません。

(4) 申請の辞退

申請書類提出後に辞退する際には、指定管理者申請辞退届(様式第10号)を提出してください。

(5) 費用の負担

申請に要する経費はすべて申請者の負担とします。

(6) 情報公開

申請書類は、滋賀県情報公開条例に基づく開示請求により、個人に関する情報等非公開とすべき箇所を除き、公開されることがあります。

(7) その他

ア 指定申請書等の様式

指定申請書等の提出書類は、日本産業規格のA4の大きさとしします。(ただし、官公署の発行する証明書等やむを得ないものについては、例外を認めます。)

7(3)ア「提出書類」の欄に記載している書類順にファイル等に綴じて提出してください。

イ 言語、通貨、単位等

指定申請書等に用いる言語、通貨、単位は日本語、日本円、日本の標準時および計量法(平成4年法律第 51 号)に定める単位に限ります。

9 指定管理者の指定等

(1) 指定管理者の候補者の選定

ア 指定管理者の選定に当たっては、滋賀県附属機関設置条例(平成 25 年滋賀県条例第 53 号)に基づく「滋賀県指定管理者等選定委員会」(以下、「選定委員会」といいます。)において、提出された申請書等により(2)に記載する「審査基準」に最も適合する申請者を指定管理者の候補者としします。

イ 審査においては、申請者からヒアリングを行い、申請の内容を総合的に審査します。1申請団体あたりの説明時間は 15 分程度、質疑応答は 15 分程度を予定していますが、詳細は別途、申請者に通知します。

なお、グループ申請の場合は、全てのグループ構成団体から説明者の出席をお願いします。

ウ ヒアリングに要する申請者の経費は、全て申請者の負担としします。

(2) 選定に当たっての審査方法等

選定委員会の意見を聴いて、滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例第 16 条第2項の選定基準をより具体化した審査基準その他の審査方法を定め、これに基づき、申請内容を総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定します。選定基準ごと(滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く)の採点合計および総合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格としします。選定基準ごとの審査項目、審査内容、配点および選定すべき候補者の決定方法は別添2のとおりです。

なお、選定委員会の会議は非公開とししますが、選定後は申請の概況(経過、申請者名、各申請者の得点状況、各申請者の提示額等)、審査内容の概要を公表します。

(3) 指定管理者の指定方法

指定管理者の候補者として選定された団体については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を県議会に提出し、議決後、指定管理者として指定します。

なお、指定後速やかに、滋賀県公報において告示します。

10 指定管理者指定後の手続

(1) 協定の締結

業務内容や管理の基準に関する細目的事項、管理業務に要する経費を賄うための管理料に関する事項について、指定管理者と知事との間で協議の上、協定を締結するものとします。

(2) 引継ぎ

指定期間の開始から円滑に指定管理業務が実施できるよう、前管理者との間で一定期間、事務事業の引継ぎを

行っていただきます。令和8年度中に前管理者が受けた施設利用等の予約について、予約時と同一条件での利用を保証するとともに、前受金があった場合は、前管理者から引き継ぐこととなります。(現在、利用の1か月前から予約を受け付けています。)

(3) その他

ア 指定管理者が正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の議決後においても指定管理者の指定を取り消すことがあります。

イ 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

(ア) 指定管理者が7(2)アに掲げる資格を満たさないこととなったとき。

(イ) 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、管理業務の履行が確実でないと認められるとき。

(ウ) 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

11 スケジュール

時 期	内 容
令和8年8月12日～9月15日	質問事項の受付期間
8月27日	現地説明会
8月12日～10月2日	申請書の受付期間
10月23日	選定委員会事業計画ヒアリング
10月下旬	指定管理者候補者の選定
11月上旬	審査結果通知
12月下旬	指定管理者の議決(県議会11月定例会)
令和9年1月上旬	指定管理者の指定(告示)
1月下旬	基本協定の締結
3月下旬	年度協定の締結
4月1日	管理開始

12 問い合わせ先

滋賀県交通まちづくり部 THE シガパーク推進課 担当者(小西、川村)

住所 〒520-8577 滋賀県京町四丁目1番1号

電話 077-528-4164(直通)

FAX 077-528-4906

メール rb0001@pref.shiga.lg.jp

13 資料

資料1 指定管理者業務仕様書

「滋賀県琵琶湖流域下水道(矢橋帰帆島公園および苗鹿公園)業務仕様書」のとおり

資料2 過去4年間の有料施設に係る利用者数

(単位:人)

	R4	R5	R6	R7
おもしろ自転車	36,207	27,179	20,196	15,794
多目的グラウンド	46,590	48,976	45,185	43,997
テニスコート	40,556	39,660	32,352	28,730
プール	6,440	11,076	9,078	9,154
グラウンドゴルフ場	13,120	15,335	14,062	10,090
キャンプ場	8,997	10,691	10,714	6,964
大はらっぱ広場	10,355	15,904	11,071	6,696
ゲートボール場 (ふれあい広場)	914	1,294	1,371	1,304
管理センター和室	180	441	278	86
矢橋帰帆島公園計	163,359	170,557	144,306	122,815
テニスコート	8,190	7,785	7,051	5,062
苗鹿公園計	8,190	7,785	7,051	5,062
計	171,549	178,342	151,357	127,877

資料3 管理料参考額の詳細および県支出金の支出実績額・内容(内訳)

1 管理料参考額の詳細

(単位:千円)

管理料総額	年 度 別 内 訳					合計
	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
	61,288	58,750	56,420	54,090	51,760	282,308
うち1件100万円以上の 修繕または効用の増加 を目的とした改修に係る 維持補修費	0	0	0	0	0	0

2 過去4か年における収入・支出の実績および内訳

(単位:千円)

項目 \ 年度	R 4	R 5	R 6	R 7
収入(A)	105,962,803	93,870,868	93,347,670	89,720,400
利用料金収入	39,632,460	38,831,030	34,288,670	34,057,400
指定管理料	66,330,343	55,039,838	59,059,000	55,663,000
その他収入	0	0	0	0
支出(B)	115,731,766	103,323,564	93,798,706	92,867,941
人件費	52,094,849	50,010,450	47,507,195	46,205,966
矢橋帰帆島公園 管理運営費	48,593,207	46,084,025	44,443,530	43,146,324
苗鹿公園 管理運営費	3,501,642	3,926,425	3,063,665	3,059,642
施設管理費	46,799,980	45,001,382	39,827,078	39,790,909
光熱水費	8,272,216	9,901,543	10,101,017	10,069,871
設備点検委託費	3,975,928	3,591,830	3,690,850	2,807,021
清掃委託費	3,381,103	3,430,582	3,119,639	3,382,622
警備委託費	5,146,680	4,102,560	4,122,360	4,099,700
植栽管理等委託費	15,791,880	17,636,290	17,460,840	18,024,260
維持修繕費	9,220,053	5,503,877	870,372	744,365
その他	1,012,120	834,700	462,000	663,070
事業費	16,836,937	8,311,732	6,464,433	6,871,066
通信運搬費	886,472	1,359,013	1,098,649	1,436,867
消耗品費	2,957,532	1,592,182	1,573,969	1,487,448
備品購入費(※)	2,392,940	161,590	0	0
印刷製本費	171,360	13,330	13,060	0
賃借料	2,759,592	679,800	679,800	675,440
手数料	375,260	39,600	0	0
使用料	369,911	441,781	138,804	145,836
租税公課	2,589,900	3,457,208	2,286,049	2,818,300
その他経費	4,333,970	567,228	674,102	307,175
収支差額(A)－(B)	△ 9,768,963	△ 9,452,696	△ 451,036	△ 3,147,541

※100万円未満

資料4 有料施設、無料施設の一覧

1 有料施設

【矢橋帰帆島公園】

- ・テニスコート
- ・ゲートボール場(ふれあい広場)
- ・プール
- ・グラウンドゴルフ場
- ・多目的グラウンド
- ・おもしろ自転車
- ・キャンプ場
- ・大はらっぱ広場
- ・管理センター和室

【苗鹿公園】

- ・テニスコート

2 無料施設

【矢橋帰帆島公園】

- ・旧遺跡の広場
- ・せせらぎの池
- ・子どもの広場(遊具)

【苗鹿公園】

- ・多目的グラウンド

指定管理者報告事項・報告様式						
大項目	中項目	小項目	指定管理者が報告すべき事項	報告項目		
				随時	月	年
安全の確保	日常の安全確保	事故防止の体制	・（施設の特性に応じ）安全監視要員等の配置計画の異同 ・実績、特記事項など		○	○
		管理物件の安全性の確保	・（施設の特性に応じ）日常点検表の作成、記録の状況 ・重点確認対象の設定内容、確認実施状況		○	○
		防犯、警備等の内容	・防犯警備の体制、委託の内容、巡視の内容、異常の有無 ・マニュアル作成、連絡網等の整備状況		○	○
	危機管理体制	緊急時（災害、事故）の体制	・避難、消火等の訓練の日時、概要、参加者数			○
		緊急時（災害、事故）の対応	・事故の状況（利用者・職員・施設設備・評判等の被害、対応（初期対応、最終対応）、原因分析、再発防止措置（完了の有無）、復旧等の目途の概要）	○		○
法令等の遵守	開館日等の状況	・実際の開館日、開館時間、対象施設は設管条例の規定どおりであったか（条例と異なる場合があったときは、異なる日・時間等と、それが設管条例に基づき予め知事の承認を得た内容のとおりであったかどうかを記載）		○	○	
	使用許可等の状況	・取り消した許可の件数、内容など		○	○	
		・利用料金の額は予め知事の承認を得て定めたとおりか ・利用料金の減免、還付を行った場合その他利用料金について例外的取扱いをした場合にはその具体的内容		○	○	
	行政手続の取扱い	・利用料金の事前納付の例外、還付、減免など、例外的な処理を行った例があれば、その具体的内容		○	○	
		・既提出の審査基準等の内容に変更があった場合、変更箇所を示したうえ、変更後の規定を添付 ・これらの規定どおりに行えなかった手続の有無と内容			○	
	目的外使用の取扱い	・施設の目的外の使用を行っているか（行っている場合には、併せて県から目的外使用の許可を得ているか）、第三者に目的外の使用を行わせていないか		○	○	
	法定点検等の実施	・実施日時、内容、結果（報告書、指摘等の内容）、対応			○	
	情報公開への対応	・既提出の公開規程の内容に変更があった場合には、変更箇所を示したうえ、変更後の規定を添付 ・情報公開請求の件数と対応			○	
	個人情報保護への取組	・「個人情報取扱特記事項」に反した事実の有無と概要			○	
	暴力団の排除	・契約等に際し、暴力団でないことを条件としているか ・契約等の相手方に、反社会的勢力でないことを誓約させているか ・暴力団との取引実績の有無		○	○	
職員の労働条件等	・最低賃金を下回った者はいないか ・労働者は社会保険に加入しているか ・超過勤務について労使協定を締結しているか、その内容 ・超過勤務について労使協定を締結している場合、協定に違反していないか		○	○		
の公 確 平 保 利 用	管理業務のサービス提供の内容は公平か	・許可等の件数 ・不許可、許可取消し等の件数、理由		○	○	
・その他管理業務および自主事業における取り扱いに関し、公平性の観点から問題となった事案の有無および概要				○		
遂 業 適 行 切 の な	管理運営目標の達成の状況	・管理運営目標の内容と、その具体的な状況を記載（ただし、利用者数や収支等、別項目で挙げている具体的な記述と同じ内容となる場合は、「〇〇欄に記載」としてもよい。）		○	○	
利用の拡大、サービスの向上その他の管理業務の効果の向上を図る取組み	利用者数等の拡大を図るための取組	利用者数等の実績 利用者数増加の取組	・月単位の時間別、施設（室、設備）別、企画別、（利用者属性別）の利用記録（駐車場を含む） ・利用者数の推移等（記載例別記）月内推移、月単位の過去4年間の推移 ※簡易なグラフを並置することが望ましい ・利用者数の算出方法の説明（年度初回の報告のみ。以後は変更があった場合に記載） ・利用状況の傾向等の分析（施設、企画内容、日時、外部環境など） ・利用者拡大の取組の内容		○	○
		稼働率等の実績 稼働率向上の取組	・月単位の時間別、施設（室、設備）別の稼働率（駐車場を含む） ・稼働率の推移等（記載例別記）月内推移、月単位の過去4年間の推移 ・稼働率の算出方法の説明（年度初回の報告のみ。以後は変更があった場合に記載） ・利用状況の傾向等の分析（施設、企画内容、日時、外部環境など） ・稼働率向上の取組の内容		○	○
		広報の実施	・利用者増加のための広報の状況（インターネットURL、パンフレット等の内容（サンプル添付）、他主体とのタイアップその他の広報の工夫）			○
	サービスの向上を図るための取組	サービス向上の取組	・サービスの質または量の充実のための取組の内容と効果			○
		苦情・意見等への対応	・苦情、意見等を積極的に受ける工夫 ・苦情、意見等の件数 ・苦情、意見等の内容 ・苦情、意見等への対応（初期対応、最終対応、解決の有無） ・未解決の苦情、意見等への対応状況		○	○
		利用者満足度、ニーズの把握（アンケートの実施等）	・利用者満足度調査等の実施状況 ・利用者満足度調査等の結果取りまとめ結果、内容分析 ・利用者満足度調査等を受けた対応の有無、内容	○		○
		利用者ニーズに合わせた事業の実施	・アンケート等により把握した利用者満足度	○		○
	その他管理業務の効果の向上を図る取組み	施設、設備の有効活用	・有効に活用できていない施設、設備、備品の状況と理由			○
		地域・関係団体・ボランティア等との連携	・地域・関係団体・ボランティア等との連携事業の概要（ボランティアを受け入れている場合はその人数）			○
		自主事業の適切な実施	・自主事業の内容（目的、対象者、実施日） ・自主事業の参加者数 ・自主事業のための管理物件の利用（占有）の状況（専有対象施設、占有日数、利用者数） ・指定管理業務への影響		○	○
		その他	・特記事項があれば概要を記載		○	○

適切な維持管理の実施	管理物件の修繕等		・修繕等の状況（日時、修繕等の内容、理由、委託先等）		○	○
	備品の更新		・更新の状況（日時、更新前後の物件の特定、理由等）		○	○
	管理物件の保守・点検・整備 （法定点検等については「法令遵守」の項目に記載）		・点検等の計画の内容 ・点検の実施状況（日時、実施者） ・「滋賀県県有施設点検マニュアル」に記載する点検項目のうち点検を行わなかった項目およびその理由 ・点検等の結果（問題の有無）		○	○
	管理物件（施設、設備）の管理		・施設、設備の破損等の有無 ・劣化抑制、損傷防止等のための工夫 ・管理物件の変更があった場合はその内容		○	○
	管理物件（備品）の管理		・備品の劣化、紛失等の有無 ・劣化の抑制、損傷・紛失防止等のための工夫 ・備品の変更があった場合はその内容 ・指定管理者が所有し施設で使用する物品の一覧		○	○
	植栽の管理業務		・植栽管理の計画 ・植栽管理の実施状況		○	○
	清掃等		・清掃の実績（回数、概要）		○	○
	その他		・上記の他、管理物件の維持管理に関する特記事項		○	○
経費の縮減等の取組	収支の内容	支出の内容	・指定管理業務に係る支出の費目別の月額 ・自主事業に係る支出の費目別の月額 ・指定管理業務に係る支出の推移等（記載例別記）月単位の過去4年間の推移 ・特記すべき増減がある場合の理由		○	○
		収入の内容	・利用料金収入額 ・指定管理業務に係る利用料金以外の収入の額と内容 ・自主事業の収入の月額 ・指定管理業務に係る収入の推移等（記載例別記）月単位の過去4年間の推移 ・特記すべき増減がある場合の理由		○	○
	収入増加の取組		・指定管理業務の収入増加のための取組内容、効果			○
	経費縮減の取組		・経費節減、効率的運営のための取組内容、効果			○
管理業務を適切に実施するための体制等	組織体制等	職員配置等の業務体制	・職員配置、勤務体制の事業計画との異同			○
		職員の研修・資質向上	・研修のテーマ、講師等、実施日、参加者数			○
		職員の採用等	「公正な採用選考チェックポイント」（厚労省）等による自己チェックの実施状況 http://www2.mhlw.go.jp/topics/topics/saiyo/saiyo2.htm		○	○
			・障害者雇用率 ・障害者雇用の取組状況			○
		第三者への委託等の内容	・委託契約の内容、委託先、委託料一覧（県内県外の別を付記） ・県の事前承認なく行った委託の有無（事業計画で委託することとしていなかった管理業務を委託するものに限る。）		○	○
		保険への加入	・加入している保険の種類、名称、契約期間			○
		共同提案の場合に必要な体制	・事業計画からの変動の有無と内容			○
		安定的な運営が可能となる経理的基盤	・団体の事業環境の大きな変化の有無 ・団体の財務状況、金融機関との関係等の大きな変化の有無			○
	収入、支出の執行状況	現金管理	・現金の取扱い方法（適切に取扱いされているか） ・口座残高等の確認の有無		○	○
		区分経理等の状況	・管理業務に係る経理は団体の他の経理と区分しているか ・他の経理から独立した口座で管理しているか ・利用料金収入を管理業務に充てているか		○	○
	記録、報告	各種管理記録等の整備保管	・記録の種類および保存期間			○
		適切な報告等の手続の実施	・県または関係機関に報告すべき事項の状況			○
その他	指定の取消し等の要件への該当性		・協定第〇条に定める指定の取消し等の要件に該当するか否かを申告	○		
	環境への配慮		・グリーン購入の実績 ・電気、ガス、上下水道、ガソリン等の使用料の状況および対前年度比較（累積）		○	○
	県内産業振興・雇用確保への配慮		・県内雇用の状況 ・県産品の活用状況			○
	人権配慮等		・人権等への配慮に欠けた事項の有無およびその概要			○
	過去の指摘事項等に係る改善の状況		・過年度に県から改善を指導し未了となっているものおよび今年度に県から改善を指導した事項等の改善状況			○

(様式第1号)

指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先)

滋賀県知事

申請者 主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の役職・氏名

印

連絡先 担当者名

電話・FAX

下記の公の施設について、指定管理者の指定を受けたいので、滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する
条例第 16 条第1項の規定により申請します。

記

矢橋帰帆島公園および苗鹿公園

(様式第2号)

グループ構成表

グループ名 _____

(代表となる団体)主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の役職・氏名

印

(構成団体)主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の役職・氏名

印

(構成団体)主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の役職・氏名

印

(構成団体)主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の役職・氏名

印

事業計画書

1 県民の公平な利用の確保について

(1) 指定管理者の申請理由について

公の施設を管理運営する指定管理者としての考え方と県民の利益について記載してください。

(参考記載項目例)

- ・ 県民の利益についての基本的な考え方について
- ・ 指定管理者になるにあたって申請団体の強みについて
- ・ 指定管理者制度を理解した上で、指定管理者としての考え方やあり方について

(2) 管理運営の基本方針について

(3) 県民の公平な利用の確保に関する考え方および具体的な方策について

2 公園の効用を最大限に発揮させることについて

(1) 施設の活性化に寄与する新たな取組やチャレンジ性について（自主事業含む）

新規性やチャレンジ性があり、施設の活性化に寄与することが期待される、魅力的な取組について記載してください。

(参考記載項目例)

- ・ 施設の強みを生かした新規性、独創性、創造性に富んだ取り組みについて
- ・ 創意工夫を凝らした自主事業の具体的な計画（事業内容、対象者）について

(2) サービスの向上について

利用者等のニーズを想定したサービスの提供について記載してください。

(参考記載項目例)

- ・ 施設、設備の提供に関する業務（使用承認、利用料徴収、利用案内など）のサービスの向上のための改善や工夫について
- ・ 施設、設備の維持管理に関する業務のサービスの向上につながる改善や工夫について
- ・ 設置目的を達成するための具体的な提案について
- ・ オンラインによる施設予約や空き状況の確認など、D Xを活用した利用者の利便に供するサービスの提供について

(3) 利用の促進について

施設の利用促進・利用者増・収入増に向けた具体的な取り組みについて、有料施設および無料施設に分けて記載してください。（資料4参照）

（参考記載項目例）

- ・有料施設の目標利用者数の設定および達成見込みについて
- ・施設、設備の提供に関する業務（使用承認、利用料徴収、利用案内など）の利用促進、利用者増のための改善や工夫について
- ・利用促進、利用者増につながる具体的な提案について
- ・利用促進を図るための広報活動について

（4）地元住民からの要望や周辺地域との協調について

3 公園の管理に係る経費の縮減について

（1）施設の管理運営について

ア 適正に管理運営を行うための業務内容、利用料金の額について記載してください。

（参考記載項目例）

- ・施設、設備の提供に関する業務（使用承認、利用料徴収、利用案内など）、施設、設備の維持管理に関する業務について、管理運営上、適正に執行できるとする内容について
- ・承認に関する業務の考え方や方法、開館時間や特例使用などの独自の提案について
- ・利用料金の額については、指定管理者が条例で定める額の範囲内において、県の承諾を得て決定するものです。利用料金の設定案と料金設定の基本的な考え方について
- ・施設の利用案内に関する業務の考え方や方法、独自の提案について

イ 管理運営経費の縮減について記載してください。

様式第4号により収支計画を作成してください。

（参考記載項目例）

- ・施設・設備の提供に関する業務（使用承認、利用料徴収、利用案内など）、施設・設備の維持管理に関する業務の経費縮減のための創意工夫について

4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力について

(1) 実施体制

ア 施設の機能を十分に発揮できる管理運営体制や人員配置について記載してください。その際、曜日や時間帯ごとのローテーション上の責任者・有資格者等の配置がわかるよう表または図で記載してください。

(参考記載項目例)

- ・管理運営の基本的な考え方について
- ・施設における管理運営体制（責任者・有資格者等の人員配置、組織図、勤務シフト、委託業者など）
- ・本部のバックアップ体制について

イ 職員の指導育成や研修体制について記載してください。

(参考記載項目例)

- ・管理運営を行うための知識、資格を有するスタッフについて
- ・管理運営を行うために必要な各種分野の専門家との連携について

ウ 安全対策について記載してください。

(参考記載項目例)

- ・安全対策を行うための知識、資格を有するスタッフについて
- ・安全対策を行うために必要な各種分野の専門家との連携について

(2) 経営基盤について

指定管理者としての経営基盤の安定、事業計画を実行できる能力について記載してください。

(3) 危機管理対策

災害時・緊急時の体制および災害時に避難所が開設される場合における、施設管理者としての協力体制、災害や事故の防止対策等について記載してください。また、内容（危機管理対応マニュアルの記述を含む）については、近年の情勢等を踏まえたものとなっているかが確認できるように記載してください。

(4) 次の項目についての対応方針や考え方を記載してください。

- ・個人情報保護の取り組み
- ・情報公開への対応
- ・環境への配慮
- ・職員の採用、障害者の雇用への対応
- ・類似施設の運営実績
- ・人権への配慮

- ・利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法
- ・利用者の要望の把握および対応策
- ・円滑な業務引継に向けての計画

注1) 重要な部分に下線を付すなど、要点が分かるようにしてください。

注2) 欄が不足する場合は、別紙や行を追加しても構いませんが、冗長にならないよう注意してください。

1、収支計画書(指定管理業務)

項目\年度	R9	R10	R11	R12	R13	合計	内 容
収 入	県からの指定管理料						
	利用料金収入						
	その他収入						
	合計(①)						
支 出	(1)人件費						
	(2)施 設 管 理 費						
	修繕費(100万円未満)						
	光熱水料費						
	消防設備点検						
	保険料						
	委託料						
	植栽管理費						
	清掃費						
	通信運搬費						
	消耗品費						
	備品購入費(100万円未満)						
	印刷製本費						
	賃借料						
	手数料						
	使用料						
	租税公課						
	その他経費						
	合計[(1)+(2)+(3)](②)						
	差額(①-②)						

(様式第4号)

*支出項目は例示であり、必要に応じて加筆修正してください。

2 収支計画書(自主事業)

項目\年度		R9	R10	R11	R12	R13	合計	内 容
収 入	〇〇収入							
	〇〇収入							
	合計(①)							
支 出	(1) 事業費	〇〇費						
		〇〇料						
		〇〇費						
		〇〇費						
	(2) 事務費	〇〇費						
		〇〇料						
		租税公課						
		その他経費						
	合計[(1)+(2)](②)							
	差額(①-②)							

*支出項目は例示であり、必要に応じて加筆修正してください。

(様式第5号)

団 体 概 要 書

項 目	内 容
事業者(法人、団体)名	
代表者職・氏名	
団体の所在地	
設立年月日	
資本金	年 月 日現在 千円
従業員数	年 月 日現在 人
主たる業務内容	
類似施設の管理に関する過去の 業務実績	
特記事項	

誓 約 書

(あて先)

滋賀県知事

申請者

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の役職・氏名

印

矢橋帰帆島公園および苗鹿公園の指定管理者指定申請を行うに当たって、下記1、2の事項については真実に相違ありません。

なお、申請者の備えるべき資格のうち、下記3、4の事項について承諾します。

記

- 1 矢橋帰帆島公園および苗鹿公園指定管理者募集要項「7 申請手続（2）申請者の備えるべき資格等」に定める欠格事項に該当せず、申請者としての資格を有していること。
- 2 矢橋帰帆島公園および苗鹿公園指定管理者指定申請書等の提出書類に記載の事項は事実と相違ないこと。
- 3 滋賀県税（個人県民税および地方消費税を除く。）およびこれに付随する延滞金等に滞納がないことを確認するため、滋賀県税の完納情報提供事務実施要領に基づき、県の税務担当課に照会し、完納情報を入手すること。
- 4 暴力団排除に係る欠格要件該当の有無を確認するため、県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針に基づき、滋賀県警察本部に照会すること。

(様式第7号)

募集要項の内容等に関する質問書

令和 年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

申請者
主たる事務所の所在地
団体の名称
代表者の役職・氏名

質 問 項 目	質 問 内 容

※質問項目には、募集要項のどの部分についてのものか、該当する部分がわかるように記載してください。

(例:募集要項〇頁の〇行目)

法人等名
担当者名
連絡先 電 話
FAX:
メール:

(様式第8号)

現 地 説 明 会 参 加 申 込 書

令和 年 月 日

(あて先)

滋賀県知事

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の役職・氏名

印

矢橋帰帆島公園および苗鹿公園における指定管理者の募集に係る説明会に参加したいので申し込みます。

1 出席者名簿

部 署	役 職 ・ 氏 名

2 本件に関する連絡

(1) 担当者の役職・氏名

(2) 部署

(3) 電話番号、FAX番号

(様式第9号)

事業計画書等記載事項変更届

年 月 日

(あて先)

滋賀県知事

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の役職・氏名

印

下記のとおり変更したので、届け出ます。

記

(様式第 10 号)

指定管理者申請辞退届

令和 年 月 日

(あて先)

滋賀県知事

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の役職・氏名

印

令和 年 月 日付けで矢橋帰帆島公園および苗鹿公園の指定管理者指定申請書を提出しましたが、都合により
辞退しますので届け出ます。